

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	104 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	99 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、同年1月及び同年2月の保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで

私は、昭和43年1月に会社を退職した後、町内の方から国民年金に加入するように勧められたので、自身でA市役所に行き、国民年金の加入手続きを行い、納付を開始した。途中、厚生年金保険被保険者期間もあったが、結婚し、B市に転居した45年3月以降も引き続き継続して納付してきた。

B市に転居する前後の国民年金の再加入及び住所変更手続き並びに国民年金保険料の納付について詳細は忘れてしまったが、漏らさず納めるように心掛けてきた。それなのに申立期間が未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の再加入時期をみると、申立人は、昭和45年9月21日にB市C区において国民年金の再加入手続きを行っていることが申立人に係る同区の国民年金被保険者名簿から確認でき、当該再加入時点において、申立人は申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であった。

また、申立人は昭和43年10月に国民年金に加入以後、申立期間を除く国民年金資格期間433か月（第3号被保険者期間を含む）の国民年金保険料を全て納付しており、国民年金加入期間中に未納となった期間についても全て過年度納付している上、国民年金の住所変更手続きも適正に行われており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人のオンライン記録を見ると、昭和44年度の未納は平成22年8月9日に日本年金機構により職権訂正されるまでは昭和45年1月から同年3月までであることが確認でき、特殊台帳の記録と符合しているところ、

この場合、社会保険事務所（当時）は昭和 46 年度において、申立期間の国民年金保険料の過年度納付書を作成し、申立人に送付していたと考えられ、申立人の納付意識の高さに鑑みれば、申立期間の保険料を過年度納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 45 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められ、45 年 1 月及び同年 2 月の保険料は重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 48 年 3 月まで

私の夫は、会社を退職した昭和 46 年 8 月頃から自営業を始め、申立期間当時は仕事が忙しく夫婦共に国民年金に加入していなかったが、48 年 4 月頃に夫が自身と私の国民年金の加入手続を A 市役所 B 出張所で行ったと記憶している。

私の夫は、国民年金に加入後、夫婦二人分の国民年金保険料を同じ日に納付していたが、夫は保険料額及び納付に係る詳細を覚えていない。

私は、国民年金に加入以前の期間が未納とされていることがずっと気掛かりだったが、後に、過去の未納保険料を遡って納付できる制度ができたことを新聞で知り、A 市役所 B 出張所に自身と夫の国民年金手帳を持って申し込みに出向いた。その時、私は、出張所窓口の職員から「未納期間を全部埋めなくても大丈夫だ。」と言われたが、納付するつもりで現金まで持参したので納付しますと言って、夫婦二人分の国民年金保険料 3 万円から 4 万円までぐらいを窓口で納付した記憶がある。

私は、申立期間の夫婦二人分の未納保険料を納付するために現金を持参して A 市役所 B 出張所に行きながら、夫の国民年金保険料だけ納付することはない。私の納付記録をもう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第 2 回特例納付実施期間中の昭和 50 年 8 月頃に A 市役所 B 出張所で特例納付の申込みを行い、同出張所で申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人の夫に係る特殊台帳の記録を見ると、同人が昭和 50 年 8

月に申立期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付していることが確認でき、申立内容と符合する。

また、申立人は、A市役所B出張所で特例納付の申込みを行った際、同市職員から「過去の未納期間を全て納付しなくても大丈夫だ。」と説明されたが、わざわざ国民年金保険料を納付するため現金を持参したので、申立期間の保険料を納付すると申し出たとする陳述は具体的であり、このことは、申立人の夫が昭和50年8月時点において、60歳到達まで保険料を完納した場合、既に保険料納付済みの29月と厚生年金保険被保険者期間154月を合わせると保険料納付済期間452月となり、年金受給権を十分に確保している事実と符合し、信憑性^{びよう}が高いものと考えられる。

一方、申立人も昭和50年8月時点において、60歳に到達するまで国民年金保険料を完納した場合、既に保険料納付済みの29月を合わせると保険料納付済期間339月となり年金受給権を十分に確保していることから、将来受給できる年金額の増額を考えた申立人が、その夫の分と同様に申立人自身についても特例納付及び過年度納付を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が昭和50年8月に一括納付した夫婦二人分の国民年金保険料額は、3万円から4万円までぐらいと陳述しているところ、申立期間の夫婦二人分の保険料を特例納付及び過年度納付するために必要な金額3万2,100円とおおむね一致する。

加えて、申立人は、昭和50年8月以降平成12年9月まで国民年金保険料の未納がなく、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私の年金記録は、当初、昭和 52 年 3 月から 53 年 3 月まで未加入期間となっていたが、52 年 3 月の国民年金保険料の領収書が見つかり記録が訂正された。

当時、母が「年金に加入しないと不利になる。」と言っており、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料も納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、国民年金手帳記号番号が昭和 52 年 5 月に払い出されていることが確認でき、申立人の「昭和 52 年 3 月 25 日に勤務先を退職後、同年 4 月から 1 年間は、母が、私の年金記録が途切れないように国民年金に加入させてくれた。」との陳述と符合する上、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、オンライン記録を見ると、当初、申立期間を含む昭和 52 年 3 月から 53 年 3 月までの期間が公的年金の未加入期間とされていたが、申立人が所持する申立期間直前の 52 年 3 月の国民年金保険料の領収書が提出されたことにより、当該納付記録及び申立期間の国民年金被保険者資格の期間が、平成 22 年 9 月 15 日に記録が追加されているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、時期は不明であるが「取消」印が押され、「共済」と記入されてい

ることから、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 52 年 3 月に国民年金に加入したものの、共済組合に加入したとして、国民年金被保険者資格を取り消されたものと推測され、申立期間について行政側の事務取扱に何らかの過誤があった可能性がうかがえる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親及び父親の保険料の納付状況について、オンライン記録を見ると、母親は、申立期間を含む昭和 37 年 4 月から 60 歳到達時まで納付済みとされ、父親は、申立期間を含む国民年金被保険者期間の保険料が全て納付済みとされていることが確認でき、納付を担当していたとする申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

加えて、申立人の母親は、詳細は記憶していないが、母親自身の国民年金保険料をまとめて納付した記憶があると陳述しているところ、母親の保険料の納付時期について、特殊台帳を見ると、申立期間に相当する保険料を昭和 52 年 4 月に前納していることが確認でき、申立人の母親の納付意識の高さを鑑みると、同時に申立人の保険料も一緒に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月から42年3月まで

時期ははっきりしないが、母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

その後の国民年金保険料については、自宅に来ていた集金人に母親が自分たち夫婦及び兄弟の分と一緒に私の保険料も納付してくれていたはずである。

また、申立期間当時に、母親から国民年金保険料をまとめて納付したことを聞いた記憶もある。

両親及び兄弟の申立期間の国民年金保険料が納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、特殊台帳及びA市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市（現在は、A市）において、昭和40年2月13日を国民年金被保険者資格の取得日として、42年7月20日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人並びにその父親及び兄弟の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の母親は、自身の保険料を全て納付しており、また、申立人の父親の保険料についても過年度納付することにより、年金受給権を確保しているほか、申立人の兄弟が結婚するまでの保険料についても全て納付するなど、国民年金に対する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間当時、申立人たちと同居し、申立人と同様に相次いで国

民年金に加入している申立人の姉及び弟の加入当初の国民年金保険料の納付状況をみたところ、申立人の姉の国民年金手帳記号番号は、申立人に対する手帳記号番号の払出しの2か月前の昭和42年5月4日に払い出されているところ、手帳記号番号の払出時以降60歳到達まで納付を続けることにより、年金受給権を確保できる状況にあったにもかかわらず、それ以前の39年4月から42年3月までの保険料について、手帳記号番号の払出時期に近接する同年5月17日に、一括して過年度保険料を納付していることが確認できる。

一方、申立人の弟の国民年金手帳記号番号は、その1年後の昭和43年5月1日に払い出されているところ、20歳到達以降の同年2月及び同年3月の国民年金保険料について、申立人の姉と同様に手帳記号番号の払出時期当初の同年7月12日に、過年度納付していることが確認できる。

これらのことを踏まえると、子供たちの国民年金への加入と国民年金保険料の納付を担っていた国民年金に対する意識の高い申立人の母親が、相次いで加入手続を行った3人の子供のうち、申立人の場合のみ国民年金手帳記号番号の払出時期以降の現年度納付しか行わなかったのは不自然であり、他の姉弟と同様に、納付可能な期間について過年度納付した可能性が高い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月から 56 年 3 月まで
20 歳になった時に母親から電話で、国民年金に加入するように言われた。このため、B職の国家試験に合格した昭和 56 年 7 月以降に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、後日、まとめて国民年金保険料を納付書により金融機関で2回納付した記憶がある。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、特殊台帳及びA市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市において、昭和 55 年 8 月 5 日を国民年金被保険者資格の取得日として、56 年 11 月 1 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出以降、現在まで国民年金保険料の未納は無い上、第3号被保険者への種別変更手続なども適正に行っており、国民年金に対する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時、住み込みでB職見習として勤務していたところ、国家試験合格後に給料が上がったので、国民年金の加入手続を行い、過去の未納期間の国民年金保険料をまとめて納付したことを具体的に記憶しているなど、陳述に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金保険料について、国民年金の加入当初に納付書により、まとめて2回納付したとしているところ、A市保存の国民年金収滞納一覧表を見ると、申立期間直後の昭和 56 年 4 月から同年 12 月までの保

険料について、57年1月11日に一括して現年度納付し、また、それ以降の期間の保険料については、3か月単位で定期的に納付していることが確認できることから、申立人主張の2枚の納付書のうちの1枚は、申立期間の過年度保険料の納付書である可能性が否定できない。

なお、A市では、当時、市役所窓口で過年度保険料に係る納付書を作成していたことは確認されている。

これらのことを踏まえると、国民年金に対する意識の高い申立人が、国民年金の加入当初において、過年度納付が可能な申立期間の国民年金保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和60年7月26日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和59年7月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から60年6月までは14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月26日から60年7月26日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和60年7月まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の陳述から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、資格喪失日は昭和59年7月26日と記録されているにもかかわらず、同日より後の同年10月1日に、標準報酬月額の定時決定が行われていることが確認できる。また、同原票には、資格喪失日より1年以上後の60年7月30日に、申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所に返却されたことが記録されている。

このことについて日本年金機構B事務センターは、「申立人の当該被保険者原票の記録から判断すると、健康保険被保険者証が返却された日である昭和60年7月30日に、申立人の資格喪失日を同年7月26日とする届が事業主から提出されたにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って59年7月26日と記録してしまったと考えるのが自然である。」としている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のA社における記録管理が適正に行われていなかったものと認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和60年7月26日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者原票の記録から、昭和59年7月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から60年6月までは14万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。申立期間の賞与支給明細書を見ると、保険料が控除されているので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支給明細書から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書の保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年3月31日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年8月12日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月12日から63年11月頃まで

私は、B社（現在は、D社）のC職として昭和60年4月1日から63年11月頃まで勤務したが、同社で勤務していた期間のうち、60年4月1日から62年8月12日までの期間はA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

B社に在職中の給料支払明細書では、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社で勤務していた期間のうち、昭和60年4月1日から62年8月12日までの期間はA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。」と申し立てているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した同僚からも「自身がB社で勤務していた期間は、同社の関連会社で被保険者資格を取得している。」との符合する陳述が得られた。

また、商業登記簿によると、B社及びA社の役員の一部は兼任していることから、それぞれの事業所は関連会社であったものと推認される。

さらに、オンライン記録によると、B社は、申立期間前の昭和59年7月31

日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できることなどから、同社は、同日以降も在籍していた従業員については、便宜上、同社の関連会社であったA社において資格を取得させていたものと考えられる。

一方、申立人提出の昭和62年10月分の給料支払明細書を見ると、事業所名及び担当者印は確認できないものの、複数の同僚から、「当該給料支払明細書は、当時の事業主が作成したものと思う。また、申立人は、昭和62年8月12日から同年10月31日までの期間もC職として継続して勤務していたと考えられる。」旨の陳述が得られたこと及び当該給料支払明細書において、労働日数は同年10月1日から同年10月31日までの25日間と記載されていることなどから判断すると、申立人は、申立期間のうち、同年8月12日から同年10月31日までの期間は継続してB社（厚生年金保険の適用は、A社）において勤務していたものと認められる。

また、申立人は、被保険者記録の有る昭和62年8月11日までと何ら勤務形態、業務内容及び給与支給額等には変化は無く、継続して同質業務に従事していたと陳述しているところ、申立人が所持する上記給料支払明細書（昭和62年10月分）によると、申立人は、同年9月の保険料を給与から源泉控除されていることが確認できる。さらに、B社の同僚は、「B社における厚生年金保険料の控除方法は翌月控除方式であった。」と陳述している。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年8月12日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から判断すると、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成2年4月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、その後、役員に就任した者も、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和62年11月1日から63年11月頃までの期間については、上記のとおり、当時の事業主は既に死亡している上、申立期間後に役員に就任した者は、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除は不明と回答している。

また、上記被保険者名簿から抽出した複数の同僚に事情照会を行ったものの、

申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除等について具体的な陳述は得られず、確認することができなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の当該期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和62年11月1日から63年11月頃までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和50年4月から51年3月までは12万6,000円、52年4月から55年9月までは20万円、56年4月から60年9月までは22万円、62年5月から同年7月までは24万円、平成元年4月から同年9月までは26万円、2年4月から同年6月までは28万円、3年1月から同年12月までは36万円、4年1月から6年3月までは38万円、同年4月から同年10月までは41万円、同年11月から7年3月までは36万円、同年4月から8年3月までは38万円、同年4月から同年9月までは44万円、同年10月から9年3月までは41万円、同年4月から13年1月までは44万円、同年2月から同年8月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から平成13年9月1日まで

私は、昭和44年4月から平成17年5月まで、A社において正社員として勤務していた。

申立期間の記録を確認したところ、標準報酬月額が、所持する給与支払明細書で確認できる給与支給額より低い金額となっている。

給与支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の

それぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、申立人提出のA社における給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、昭和50年9月及び同年12月は12万6,000円、52年11月、53年4月及び54年1月から55年9月までは20万円、56年4月から57年4月まで、同年8月から58年2月まで、同年4月、同年6月から同年9月まで、同年11月から60年6月まで、同年8月及び同年9月は22万円、62年5月から同年7月までは24万円、平成元年4月から同年9月までは26万円、2年4月は28万円、5年4月は38万円、6年6月から同年10月までは41万円、同年11月から7年3月までは36万円、9年3月は41万円、同年4月、10年3月、同年4月、11年6月、同年7月、12年4月から13年1月までは44万円、同年2月及び同年6月から同年8月までは41万円の標準報酬月額とすることが妥当である。

また、申立人から給与支払明細書等の資料提出は無いが、申立人及び複数の同僚は、いずれもA社の昇給月は、年一回の毎年4月で翌年の3月までは同じ給与額で、その期間は毎月同じ額の厚生年金保険料が控除されていたと陳述しているところ、このことは、申立人提出の当該期間前後に係る給与支払明細書及び同僚提出の給与支払明細書を見ると、兩人共に、厚生年金保険料額は各年とも4月に変更され、翌年3月までの1年間は、毎月一定の同じ額で控除されていることが確認できる上、これら兩人提出の給与支払明細書には「制度改正により10月から保険料率が改定されたが、当社では翌年4月から適用する。」旨の周知文が記載されていることから裏付けられる。

したがって、4月から翌年3月という同一年度中については、申立人から提出のあった当該年度中の給与支払明細書で確認できる月の厚生年金保険料と同額の保険料が毎月控除されていたものと推認されることから、申立期間のうち、昭和50年4月から同年8月まで、同年10月、同年11月及び51年1月から同年3月までは12万6,000円、52年4月から同年10月まで、同年12月から53年3月まで及び同年5月から同年12月までは20万円、57年5月から同年7月まで、58年3月、同年5月、同年10月及び60年7月は22万円、平成2年5月及び同年6月は28万円、5年5月から6年3月までは38万円、同年4月及び同年5月は41万円、8年4月から同年9月までは44万円、同年10月から9年2月までは41万円、同年5月から10年2月まで、同年5月から11年5月まで及び同年8月から12年3月までは44万円、13年3月から同年5月までは41万円の標準報酬月額とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成3年1月から4年3月までの期間については、申立人と同職種の同僚提出の源泉徴収票等で確認できる当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立人の標準報酬月額及び保険料控除額は、少なくとも同人と同額以上であったものと推認されることから、3年1

月から同年12月までは36万円、4年1月から同年3月までは38万円の標準報酬月額とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの期間及び7年4月から8年3月までの期間については、申立人と同職種の同僚提出の給与支払明細書で確認できる当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立人の標準報酬月額及び保険料控除額は、少なくとも当該同僚と同額以上であったものと推認されることから、当該期間における標準報酬月額を38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られないため不明であるが、申立人及び上記同僚二人の給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、上記の給与支払明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間のうち、昭和55年10月から56年3月まで、60年11月、61年1月から同年10月まで、62年1月から同年4月まで、同年8月、同年11月、同年12月、63年2月から同年5月まで、同年10月から平成元年3月まで、同年10月から同年12月まで、2年1月及び同年2月については、申立人提出の給与支払明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低い額であることから、記録を訂正する必要はない。

さらに、申立期間のうち、昭和60年10月、同年12月、61年11月、同年12月、62年9月、同年10月、63年1月、同年6月から同年9月まで、平成2年3月及び同年7月から同年12月までについては、給与支払明細書等の提出は無いが、前後の期間の給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低い額であることから、記録を訂正する必要はない。

このほか、昭和51年4月から52年3月までの期間については、給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料の提出が無く、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月14日は35万4,000円、20年7月18日は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月14日
② 平成20年7月18日

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社において平成19年12月14日及び20年7月18日に支給された賞与の記録が無い。

申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の「平成19年度冬季賞与支払報告書」及び「平成20年度夏季賞与支払報告書」により、申立人は、平成19年12月14日及び20年7月18日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の賞与支払報告書におい

て確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成19年12月14日は35万4,000円、20年7月18日は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、履行していない旨回答している上、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年10月15日）に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年12月14日及び20年7月18日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月14日は18万円、20年7月18日は9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月14日
② 平成20年7月18日

A社において平成19年12月14日及び20年7月18日に支給された賞与の記録が無い。

申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の「平成19年度冬季賞与支払報告書」及び「平成20年度夏季賞与支払報告書」により、申立人は、平成19年12月14日及び20年7月18日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の賞与支払報告書におい

て確認できる保険料控除額から、平成 19 年 12 月 14 日は 18 万円、20 年 7 月 18 日は 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、履行していない旨回答している上、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 22 年 10 月 15 日）に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 19 年 12 月 14 日及び 20 年 7 月 18 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月14日は29万7,000円、20年7月18日は23万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月14日
② 平成20年7月18日

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社において平成19年12月14日及び20年7月18日に支給された賞与の記録が無い。

申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の「平成19年度冬季賞与支払報告書」及び「平成20年度夏季賞与支払報告書」により、申立人は、平成19年12月14日及び20年7月18日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の賞与支払報告書におい

て確認できる賞与額から、平成19年12月14日は29万7,000円、20年7月18日は23万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、履行していない旨回答している上、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年10月15日）に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年12月14日及び20年7月18日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月14日は29万2,000円、20年7月18日は23万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月14日
② 平成20年7月18日

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社において平成19年12月14日及び20年7月18日に支給された賞与の記録が無い。

申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の「平成19年度冬季賞与支払報告書」及び「平成20年度夏季賞与支払報告書」により、申立人は、平成19年12月14日及び20年7月18日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の賞与支払報告書におい

て確認できる賞与額から、平成19年12月14日は29万2,000円、20年7月18日は23万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、履行していない旨回答している上、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年10月15日）に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年12月14日及び20年7月18日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月14日は30万円、20年7月18日は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月14日
② 平成20年7月18日

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社において平成19年12月14日及び20年7月18日に支給された賞与の記録が無い。

申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の「平成19年度冬季賞与支払報告書」及び「平成20年度夏季賞与支払報告書」により、申立人は、平成19年12月14日及び20年7月18日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の賞与支払報告書におい

て確認できる保険料控除額から、平成 19 年 12 月 14 日は 30 万円、20 年 7 月 18 日は 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、履行していない旨回答している上、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 22 年 10 月 15 日）に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 19 年 12 月 14 日及び 20 年 7 月 18 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月14日は36万円、20年7月18日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月14日
② 平成20年7月18日

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社において平成19年12月14日及び20年7月18日に支給された賞与の記録が無い。

申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の「平成19年度冬季賞与支払報告書」及び「平成20年度夏季賞与支払報告書」により、申立人は、平成19年12月14日及び20年7月18日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の賞与支払報告書におい

て確認できる保険料控除額から、平成19年12月14日は36万円、20年7月18日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、履行していない旨回答している上、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年10月15日）に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年12月14日及び20年7月18日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月14日は40万円、20年7月18日は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月14日
② 平成20年7月18日

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社において平成19年12月14日及び20年7月18日に支給された賞与の記録が無い。

申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の「平成19年度冬季賞与支払報告書」及び「平成20年度夏季賞与支払報告書」により、申立人は、平成19年12月14日及び20年7月18日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の賞与支払報告書におい

て確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成19年12月14日は40万円、20年7月18日は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、履行していない旨回答している上、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年10月15日）に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年12月14日及び20年7月18日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社において平成19年12月14日に支給された賞与の記録が無い。

申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の「平成19年度冬季賞与支払報告書」により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、履行していない旨回答している上、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年10月15日）に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年12月14日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 10783

第1 委員会の結論

申立人は、平成20年6月30日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録52万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月30日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の夏季手当計算書によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の夏季手当計算書により、申立人は、平成20年6月30日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、夏季手当計算書において確認できる賞与額から52万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していない旨を回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 10784

第1 委員会の結論

申立人は、平成20年6月30日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を37万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月30日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の夏季手当計算書によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の夏季手当計算書により、申立人は、平成20年6月30日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、夏季手当計算書において確認できる賞与額から37万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していない旨を回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成20年6月30日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を《標準賞与額》（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年6月30日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に未届けとなっているが、A社保管の夏季手当計算書によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の夏季手当計算書により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（《標準賞与額》（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所へ提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額
10785	女		昭和17年生		150万円
10786	男		昭和46年生		150万円
10787	男		昭和27年生		35万円
10788	男		昭和39年生		40万円
10789	男		昭和27年生		38万円
10790	男		昭和39年生		32万円
10791	男		昭和26年生		70万円
10792	男		昭和29年生		135万円
10793	男		昭和42年生		30万円
10794	男		昭和48年生		50万円
10795	男		昭和45年生		150万円
10796	男		昭和46年生		65万円
10797	男		昭和46年生		62万円
10798	男		昭和47年生		50万円
10799	男		昭和45年生		70万円
10800	男		昭和50年生		85万5,000円
10801	男		昭和48年生		27万円
10802	女		昭和49年生		33万円
10803	男		昭和45年生		50万円
10804	男		昭和53年生		80万円
10805	男		昭和53年生		61万2,000円
10806	女		昭和58年生		27万円
10807	男		昭和53年生		70万円
10808	女		昭和53年生		32万円
10809	男		昭和54年生		60万円
10810	男		昭和45年生		63万円
10811	男		昭和50年生		56万8,000円
10812	女		昭和56年生		55万円
10813	男		昭和36年生		50万円
10814	男		昭和34年生		40万円
10815	男		昭和56年生		77万1,000円
10816	男		昭和59年生		27万円
10817	女		昭和60年生		27万円
10818	男		昭和48年生		30万円
10819	男		昭和56年生		94万円
10820	男		昭和29年生		55万円
10821	男		昭和50年生		99万9,000円
10822	男		昭和55年生		66万3,000円
10823	女		昭和55年生		45万6,000円
10824	男		昭和56年生		48万円
10825	男		昭和49年生		35万円
10826	男		昭和58年生		40万円
10827	男		昭和56年生		30万円
10828	男		昭和56年生		25万円

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額
10829	男		昭和57年生		35万円
10830	男		昭和58年生		27万円
10831	男		昭和52年生		10万円
10832	男		昭和26年生		10万円
10833	男		昭和56年生		84万円
10834	男		昭和37年生		40万円
10835	女		昭和59年生		70万円
10836	男		昭和52年生		53万4,000円
10837	男		昭和57年生		40万5,000円
10838	男		昭和47年生		53万4,000円
10839	女		昭和55年生		44万6,000円
10840	男		昭和50年生		10万円
10841	男		昭和52年生		2万円
10842	男		昭和46年生		5万円
10843	男		昭和56年生		40万5,000円
10844	男		昭和54年生		10万円
10845	男		昭和55年生		10万円
10846	男		昭和54年生		25万8,000円
10847	男		昭和26年生		5万円
10848	男		昭和30年生		2万円
10849	男		昭和34年生		2万円
10850	男		昭和38年生		2万円
10851	男		昭和26年生		2万円
10852	男		昭和26年生		10万円
10853	男		昭和22年生		2万円
10854	男		昭和22年生		2万円
10855	女		昭和43年生		2万円
10856	女		昭和26年生		2万円
10857	女		昭和21年生		2万円
10858	男		昭和58年生		5万円
10859	女		昭和59年生		10万円
10860	男		昭和57年生		10万円
10861	男		昭和58年生		10万円
10862	男		昭和56年生		10万円
10863	男		昭和59年生		10万円
10864	男		昭和59年生		10万円
10865	男		昭和55年生		10万円
10866	女		昭和60年生		10万円
10867	男		昭和60年生		2万円
10868	男		昭和57年生		10万円
10869	女		昭和56年生		38万円

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から平成7年1月まで

私は、会社を退職した平成6年11月頃に、A市役所又はB社会保険事務所（当時）で、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。当時の詳細な記憶はないが、切替手続き以降は、A市から送られてくる納付書によりC銀行D支店で、国民年金保険料を毎月納付したはずである。

私は、申立期間の国民年金保険料の領収書を現在所持しておらず、納付金額についてははっきり覚えていないが、申立期間の保険料は無職であった間に完納したはずである。平成4年4月にE社に入社してから、申立期間を含め、空白ができないようにしてきたはずであり、現在も海外で任意加入しているぐらいであるし、申立期間だけ納付しないということはないと思っているのでもう一度調べてほしい。

また、申立期間の国民年金保険料の支払が大変だったため、景気が悪かった当時、必死で職を探したという記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成6年11月頃に、A市役所又はB社会保険事務所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を毎月現年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続き時期をみると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日（平成15年4月1日）及び国民年金保険料の納付開始日（平成15年5月26日）から平成15年4月又は同年5月に加入手続きを行ったものと推定でき、申立内容と符合しない。また、国民年金の加入時点において申立期間は年金未加入期間であることから、申立人は当該期間の保険料を制度上納付できない。このことは、申立人が所持する年金手帳

の「国民年金の記録」欄の最上段に記載されている「被保険者となった日」が同年4月1日とされていること、及び国民年金手帳記号番号の記載が無いことと符合する。

さらに、平成6年11月当時に、A市において申立人に係る国民年金被保険者名簿が調製された形跡がなく、同年11月に同市で加入手続を行った事実を確認できない。このことは、申立人が現在所持している国民年金手帳のほかに別の国民年金手帳を所持していたとする明確な記憶がないと陳述していることと符合する。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5600 (事案 4305 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月までの期間及び同年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 47 年 4 月から同年 12 月まで

前回の申立て後、国民年金関係の書類を整理していたところ、昭和 49 年度の国民年金保険料を納付したときの領収書が見つかった。その領収書を見ると、夫婦二人分を一緒に納付していることが確認できる。

昭和 46 年に結婚して以降、国民年金保険料は妻が夫婦二人分を一緒に納付してくれていたと思うので、私の申立期間の記録が申請免除及び未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の妻は昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を A 市で現年度納付していることが同人の所持する領収書から確認できるが、申立人については、B 市から A 市への転入 (昭和 46 年 9 月) 後に国民年金の住所変更手続が行われず、A 市が申立人の転入を確認したのは 51 年 12 月 27 日であることが申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿から確認できることから、申立人の妻が申立人の同期間の保険料を一緒に納付していたとは考え難い。ii) 48 年 4 月 28 日に A 市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、同手帳記号番号で同年 1 月以降の納付が確認できるが、現年度納付が可能な 47 年 4 月から同年 12 月までの保険料を申立人の妻が 48 年 1 月から同年 3 月までの保険料と合わせて一括納付した記憶はなく、当時の納付状況を確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 6 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は上述の通知内容に納得できないとして、申立人及びその妻に係る昭和 49 年度の国民年金保険料の領収書を提出している。申立人が申立期間の保険料を申立人の妻と同時に納付するためには、A 市に転入した際に、昭和 44 年 6 月 7 日に B 市で払い出された国民年金手帳記号番号の住所変更及び氏名変更手続を行う必要があるところ、申立人の所持する当該領収書を見ると、夫婦共に同日に納付されていることが確認できるものの、48 年 4 月 28 日に A 市で払い出された手帳記号番号で納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料を夫婦共に同時に納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 61 年 6 月まで

私は、当時、勤めていた会社を辞めたので、自身で国民年金の加入手続を行った。領収書は無いが、市役所で国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格記録から、申立人の加入手続は昭和 63 年 8 月頃に行われたものと推定される。この場合、加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない。

また、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間後の昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は 63 年 8 月頃に国民年金の加入手続を行い、それ以降に過年度納付が可能であった 61 年 7 月からの保険料を遡って納付したと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から17年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月から17年5月まで
自営業だったので、収入が多い時に国民年金保険料を1年分まとめて納付していた。毎年ではないが、2回あるいは3回は納付していた記憶があるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎年ではないが、申立期間の国民年金保険料を1年分まとめて、2回あるいは3回は納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料の納付状況について、オンライン記録を見ると、申立期間直前の平成12年度の保険料が申請免除となっていることが確認でき、申立期間当時、保険料の納付が困難な状況であったことがうかがえる。

また、申立人は、まとめて1年分の国民年金保険料を申立期間中に2回あるいは3回納付したと申し立てているところ、納付した時期について、「夫が亡くなった平成14年*月より前に納付したと思う。」「夫が亡くなった平成14年*月以降の3年あるいは4年ぐらいの保険料は納付していなかったかもしれない。」と陳述しているが、「年金受給に必要な期間は納めたので保険料を納めなくなったが、60歳を過ぎて年金受給が近づいた時に保険料を納めた方が良く考え直した。」とも陳述しており、その陳述内容からは納付時期が特定できず、当時の具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立人は、1年分の国民年金保険料として、10万円ぐらいを納めたと陳述しているが、申立期間のうち、平成13年度から16年度までの保険料の年額は15万9,600円であり、陳述内容と一致しない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所のみで納付したと

陳述しているところ、申立期間のうち、平成 14 年度以降の保険料の収納業務は市役所から社会保険事務所（当時）に移管されており、市役所では納付できない。

このほか、オンライン記録を見ると、平成 11 年度の国民年金保険料が一括で前納されていることが確認できることから、まとめて納付したと申立人が陳述する保険料は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

その上、申立期間は 50 か月と長期間である上、基礎年金番号制が導入された平成 9 年 1 月以降は、記録管理の強化が図られており、収納記録が欠落するとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から同年 10 月まで

私は、A社を退職するとき、庶務課の人に国民年金の加入を勧められて、国民年金の加入手続を行ったと思う。

昭和 53 年 10 月頃、自宅に納付書が届いたので、当時、試用期間として勤務していたB社の経理の女性に相談した。その時、「将来、年金をもらうとき困るから、国民年金保険料を支払わないとあかんよ。」と言われたことを覚えている。

昭和 54 年頃だったかははっきりとは覚えていないが、前夫の車で、C市又はD市の社会保険事務所（当時）に行き、窓口で年配の男性職員から「遅れないように」と横柄な口調で言われ、怖い雰囲気だったことを覚えている。その時、申立期間の国民年金保険料の3か月分を届いていた納付書を使って、まとめて納付し、慌てて帰った。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期ははっきりとは覚えていないが、C市又はD市の社会保険事務所の窓口で、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者資格の取得記録から、申立人はC市で昭和 56 年 4 月頃に加入手続を行ったものと推定でき、申立期間の国民年金被保険者資格は遡って取得したものと考えられる。この場合、加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない。

また、申立人は、申立期間当時居住していたE市の市役所で国民年金の加

入手続を行った記憶はない上、国民年金の加入手続について、時期及び場所について覚えていない。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付のために社会保険事務所に申立人と一緒に行ったとする申立人の前夫及び保険料納付について相談したとするB社の経理担当者は既に死亡しており、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5604

第1 委員会の結論

申立人の平成14年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月から同年12月まで

平成14年5月頃、市役所から自宅に茶色の封筒に入った1冊の束になった納付書が届いた。届いた束になった納付書を、そのままA銀行又はB銀行（当時）の窓口を持って行き、申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。その際、納付した金額は10万円ぐらいであった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年5月頃、届いた束になった納付書を銀行に持ち込み、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格について、申立人のオンライン記録を見ると、申立人の基礎年金番号が平成14年4月23日に付番されていることが確認できることから、申立人に対して発行された初年度の納付書は、同年5月から15年3月までの11か月の納付書（国民年金保険料額は1万3,300円×11か月＝14万6,300円）であったと考えられ、申立人の「平成14年5月頃に届いた束になった納付書を銀行に持ち込み、申立期間の8か月の保険料を一括で納付した。」とする申立内容と符合しない。

また、平成14年4月以降の国民年金保険料の収納業務は、社会保険事務所（当時）に移管されていることから、同年5月頃、市役所から納付書が届いたとの申立内容と符合しない。

さらに、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降は、記録管理の強化が図られ、収納記録が欠落することは考えにくい。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の基礎年金番号の付番について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの期間及び8年4月から9年3月まで期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から7年3月まで
② 平成8年4月から9年3月まで

申立期間①について、私は、申立期間当時は無職であったため、国民年金保険料を全額免除するように父に言われた。免除手続は、父がA市役所で行った。

申立期間②について、平成6年度の国民年金保険料を免除申請したので、その後、毎年免除ができていたと思っていた。しかし、平成9年4月頃に平成7年度と8年度の国民年金保険料の納付書が届いたので、父が市役所で相談し、7年度の保険料は納付したが、8年度の保険料については免除手続を行った。

免除手続をしていたはずの申立期間①及び②の国民年金保険料が未納の記録とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、申立人の父親がA市役所で国民年金保険料の免除手続を行い、申立期間②については、平成9年4月頃に保険料の納付書が届いたので、申立人の父親が同市役所で相談し免除手続を行ったと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、オンライン記録を見ると、基礎年金番号が平成9年4月11日に付番されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳を見ると、その手帳の交付日も同年4月11日となっていることが確認できることから、申立人は、同年4月頃に国民年金の加入手続を行い、20歳まで遡って被保険者資格を取得したものと考えられ

る。この場合、申立期間①及び②のうち、8年4月から9年2月までの国民年金保険料は、免除申請手続の可能な期間が経過しており、免除申請はできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録を見ると、申立期間①及び②の国民年金保険料が申請免除された形跡は見当たらず、申立期間当時の保険料の免除申請手続は、申請受付後の事務処理を機械化により行っていることから、オンライン記録に登録されないまま免除が承認されたものとは考え難い上、申立人の父親は、保険料免除の承認通知が送付されてきた記憶がないと陳述している。

さらに、別の国民年金手帳記号番号及び基礎年金番号による免除の可能性について、オンライン記録により氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号又は基礎年金番号の記録は見当たらず、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料が申請免除されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から2年3月までの国民年金保険料については、還付されていなかったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から2年3月まで

私は、昭和62年7月に国民年金の加入手続を行い、以降、平成元年11月に厚生年金保険に加入するまで、国民年金保険料を納付していた上、厚生年金保険に加入後の同年11月から2年3月までの保険料も送付された納付書で納付していたので、厚生年金保険の保険料と重複納付した。

この期間の国民年金保険料について、社会保険事務所（当時）に調査を依頼したところ、重複納付した保険料は還付済みであると言われたが、私は、還付を受けた記憶はない。

申立期間の国民年金保険料が還付されていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者期間であった平成元年11月から2年3月までの国民年金保険料を重複納付したが、還付を受けていないと申し立てている。

そこで、申立人が所持する領収書及びオンライン記録を見ると、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料が納付されたことが確認できるところ、社会保険事務所の還付整理簿を見ると、平成2年6月5日に申立期間の付加保険料を含む保険料と一致する4万2,000円が、公的年金加入を理由として還付されている記録が確認できる。

また、オンライン記録を見ると、納付された申立期間の国民年金保険料について、平成2年5月23日に還付通知書を作成し、同年6月5日に送金（支払）通知書を作成した記録が確認できる。

さらに、申立期間の前後に申立人の住所の変更は無く、国民年金保険料の還付処理の記録にも不自然な点は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていなかったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年9月から14年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月から14年12月まで

国民年金の加入については、平成15年2月頃に、当時はまだ学生であったが、残りの学生期間について学生納付特例の手続きができることを教えてもらい、その際に、国民年金が未加入であることを知り、手続きを行ったはずである。

国民年金保険料については、自宅に横長の白い納付書が数枚届いたので、A銀行（現在は、B銀行）C支店に出向き、申立期間のうち、いずれかの期間の保険料を、数か月分ずつ2回ぐらい、平成15年4月から17年当初頃までの間に遡って納付したはずである。

納付保険料額は1回につき5万円以内であったと思う。

申立期間のうち、全ての期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者資格は、平成15年2月3日付けで、学生納付特例の申請手続きを行ったことにより、12年9月16日に遡って取得したものと考えられるものの、国民年金への加入手続時期等からみて、申立期間のうち、同年9月から同年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

また、オンライン記録を見ると、平成16年6月10日付けで過去の未納保険料に対する納付書が発行されたことも確認でき、この場合、少なくとも時効が到来していない14年5月以降の未納期間に対する過年度納付書と考えられる。

そこで、申立人は、申立期間のうち、期間は特定できないものの、いずれかの期間の国民年金保険料について、平成 15 年 4 月から 17 年当初頃までの間に A 銀行 C 支店で納付したとしているところ、当該銀行に保管されている領収書控えのマイクロフィルムについて、申立人の陳述した納付時期に係る全ての記録を確認したが、申立人に係る保険料納付の領収証控えは確認できなかった。

さらに、申立期間は、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低く、特に 14 年 4 月に保険料収納事務が国に一元化されて以後は、保険料収納機関での収納事務及び社会保険庁（当時）への書類等の送付は、光学化・機械化等により記録管理の強化が図られたため、保険料収納後の事務的過誤の可能性は少なくなったものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料の納付が可能な別の基礎年金番号の払出しについて、オンライン記録により、各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の基礎年金番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間のうち、いずれかの期間の国民年金保険料を納付したはずであると主張するのみであり、保険料の納付時期及び納付期間等についての記憶は曖昧であり、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から12年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月から12年9月まで
平成10年12月の会社退職後は、収入が無かったので、11年1月頃にA市B区役所へ出向き、免除申請の手続をしたと思う。
その後、時期ははっきりとは覚えていないが、何度か高額請求書が自宅に送付されてきたので、そのたびに免除申請の手続をしたように思う。
申立期間の国民年金保険料が免除とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市C区において、平成7年7月から同年8月頃に払い出されたと推認できるものの、申立期間に係る国民年金被保険者資格の得喪記録は、申立期間後の12年12月18日になって、10年12月29日付け取得及び12年10月27日付け喪失の処理が同時に行われていることが確認でき、この追加処理以前においては、申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられ、制度上、免除申請手続をすることはできない。

また、オンライン記録を見ると、上記追加処理後の平成14年6月13日付けで、過去の未納保険料に対する納付書が作成されたことが確認でき、作成時点からみて、少なくとも時効が到来していない12年5月以降について、未納期間として取り扱われていた期間があったものと考えられる。

さらに、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の免除事務等の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を免除することが可能な別の国民年金

手帳記号番号等の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号等が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の免除をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から平成元年 2 月 21 日まで
ねんきん定期便により、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間は、A社で勤務し、残業が100時間を超える月があったこと及び多額の通勤手当が支給されていたこと等から、多いときで年収600万円ぐらひはあり、記録されている標準報酬月額よりも給与額は高かったため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における標準報酬月額が実際の給与額とは異なっていると申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間当時の保険料控除額が確認できる賃金台帳等は保存していないが、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書は保存している。申立人の給与からは、当該通知書に記載の社会保険事務所（当時）で決定された標準報酬月額に基づく保険料を控除していたはずである。」としており、同社保管の当該通知書を見ても、記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、オンライン記録において、申立期間にA社で厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員は、「申立期間当時の給与支給明細書は保存していないが、記録されている自身の標準報酬月額は、当時の給与額と比較して特に不自然な額ではない。」と陳述している。

さらに、オンライン記録により、元従業員と申立人の標準報酬月額を比較しても、申立人の標準報酬月額のみが低く記録されているという事情はうかがえず、遡及訂正等の不自然な点も見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から28年3月1日まで
② 昭和29年1月1日から31年5月25日まで

年金事務所に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B本社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。夫は申立期間も同社でC職として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間もA社B本社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

そこで、A社B本社及び同社D支店に係る各健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会したところ、元従業員の一人は、「私がA社B本社に入社した昭和23年11月には、申立人は同社の下請としてC業務に従事していた。」と陳述している。

また、別の元従業員は、「私は、昭和23年頃にA社B本社に入社した。その時、申立人は既に勤務していた。申立人とは、私が同社D支店に移るまでの約半年間、C職として一緒に勤務した。」と陳述している。

さらに、申立期間②についても、元従業員の一人が、「私がA社B本社に入社した昭和29年4月には、申立人は既にC職として勤務していた。申立人が下請であったかどうかは分からないが、当時は下請がたくさんいた。」と陳述している。

これらのことから、時期は特定できないものの、申立人が申立期間①及び②

当時もA社B本社の業務に従事していたことが推認できる。

しかし、A社は、「当時の関連資料を保存していないため、申立人の申立期間における保険料控除等の状況は不明である。」としている。

また、前述のA社B本社に係る被保険者名簿によると、同社B本社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和20年11月1日に、申立人を含む26人が被保険者資格を取得しているところ、このうち21人が、申立人と同日の21年4月1日に資格を喪失している。

さらに、前述の昭和23年11月にA社B本社に入社したとする元従業員について、同社B本社に係る上記被保険者名簿を見ると、同人は、入社したとする月の約3年後である26年9月に資格を取得している。

加えて、前述の、昭和23年頃から約半年間、A社B本社で申立人と一緒にC職として勤務したとする元従業員については、同社B本社に係る上記被保険者名簿において、被保険者記録が確認できない。

これらのことから、申立期間当時、A社B本社では、必ずしも同社B本社の業務に従事する全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から 34 年 2 月 1 日まで
② 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 10 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 33 年 4 月頃から 35 年 10 月頃までの約 2 年間、B職として勤務したのに、加入記録は 34 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの 2 か月となっている。申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 43 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明である上、申立人が当時経理を担当していたとする者も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し、12 人（申立人が記憶する同僚 4 人を含む。）から回答を得たが、このうち 10 人は申立人を記憶しておらず、残る 2 人は申立人を記憶しているものの、当該 2 人から申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、申立期間①については、前述の回答のあった 12 人のうち、自身もB職であったとする者 2 人が、「A社には、約 2 年の試用期間があったと思う。」と陳述しており、オンライン記録を見ても、両人は、入社したとする時期の約 2 年後に被保険者資格を取得していることが確認できるほか、B職として勤務

したとする別の元従業員も、試用期間については記憶していないものの、入社したとする時期の約2年後に資格を取得していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 10873 (事案 6468 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月頃から12年11月頃まで

私は、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

そこで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

上記通知を受け取った後に見つかった給料支払明細書では、厚生年金保険料が控除されており、申立期間においても厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないと思うので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に係るA社発行の在職証明書により、同社での在職が認められるものの、i) 同社の現在の事業主は、「申立期間を含め現在も適用事業所となっておらず、申立人の申立期間の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答しており、同社提出の申立人に係る平成12年所得税源泉徴収簿の各月の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できること、ii) 申立人は申立期間中である同年8月28日に国民健康保険に加入の届出を行い、当該届出日から2年前に遡った10年8月28日から国民健康保険に加入していること、iii) 申立人が同僚として名前を挙げた者はB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できたものの、当該同僚からは、申立期間当時の事情を明らかとする陳述を得ることができなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、22年5月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社において厚生年金保険料が控除されていたことを示す

資料として、申立期間前の昭和 62 年 10 月分の給料支払明細書を提出し、当該給料支払明細書では厚生年金保険料を控除されているので、申立期間も保険料が控除されていたとして再申立てを行っていることから、改めて、A社の現在の事業主に事情照会したが、「平成 5 年以降については、当社及び関連会社を含む全ての事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなったので、当該期間の給与から厚生年金保険料を控除していない。一方、それ以前の期間については、当時の事業主は死亡しており、資料も保存していないことから、申立人の保険料控除については不明である。」旨回答している。

また、申立人が当時の同僚として氏名を挙げている者に改めて事情照会をしたものの、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除についての具体的な陳述は得られず、新たな事情等を確認することはできなかった。

さらに、改めて、オンライン記録において申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらなかった。

これらのことから、今回提出された資料は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 8 月 1 日まで
② 平成元年 10 月 1 日から 3 年 8 月 1 日まで
③ 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、51 年 7 月 31 日まで継続して勤務した。同社では、毎年昇給があり、前年と比べて給与額が低くなることはなかった。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間①について、標準報酬月額が直前の標準報酬月額（8 万 6,000 円）より、一等級低い 8 万円となっている。

また、昭和 51 年 8 月 18 日に C 社（現在は、D 社）に入社し、平成 13 年 5 月 20 日まで継続して勤務した。同社では、毎年昇給があり、前年と比べて給与額が低くなることはなかった。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間②及び③について、標準報酬が前年の標準報酬月額より、それぞれ一等級低い 34 万円及び 36 万円となっている。

申立期間①、②及び③の標準報酬月額を実際の報酬額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社における申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てている。

しかし、B 社は、「当時の賃金台帳等の資料は保存されておらず、申立人に対する給与支払額及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、昭和47年及び48年の定時決定において、申立人と同様に標準報酬月額が直前の7月に随時改定された標準報酬月額に比べて一等級下がっている者が複数確認できることから、A社の同僚に対して、同社における標準報酬月額の届出状況及び保険料控除等について事情照会したものの、事実と反して標準報酬月額が低く届け出られていると回答した者は見当たらないほか、同被保険者名簿において、これら同僚の標準報酬月額の記録が遡及して訂正された形跡も認められない。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持していない上、同僚からも当時の給与明細書等の提示は無く、このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③について、申立人は、C社における申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てている。

しかし、D社は、「当時の賃金台帳等の資料は保存されておらず、申立人に対する給与支払額及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の標準報酬月額は、同社が加入していたE厚生年金基金が保管する加入員台帳の標準報酬月額の記録と一致しているほか、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、C社の複数の同僚に対して、同社における標準報酬月額の届出状況及び保険料の控除について事情照会したものの、事実と反して標準報酬月額が低く届け出られていると回答した者は見当たらないほか、オンライン記録において、これら同僚の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡も認められない。

一方、申立人と同一の業務に従事していた同僚からは、「当時、営業所に勤務していた者は、残業等の時間外手当の増減により、給与支給額が変動することがあり、時間外手当の少なかった年は前年より標準報酬月額が下がることもあった。」旨の陳述が得られた。

また、申立人は、申立期間当時の給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで
② 昭和 41 年 2 月 28 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 9 月 21 日まで
④ 昭和 43 年 1 月 29 日から 45 年 9 月 1 日まで
⑤ 昭和 45 年 9 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで
⑥ 昭和 47 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①及び②は、昭和 39 年 9 月 1 日から 41 年 3 月 31 日まで A 社(現在は、B 社)に勤務していた。

申立期間③及び④は、昭和 41 年 9 月 1 日から 45 年 8 月 31 日まで C 社に勤務していた。

申立期間⑤及び⑥は、昭和 45 年 9 月 1 日から 47 年 10 月 31 日まで D 社に勤務していた。

しかし、これらの申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が確認できないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 39 年 9 月 1 日に A 社に入社し、同時に厚生年金保険に加入したと申し立てている。

しかしながら、B 社は、「厚生年金保険について、入社と同時に加入させる取扱いとしていたのは、子供のいる者で、かつ、前職においても社会保険に加入していた者が入社と同時に加入を希望した場合のみであり、それ以外の場合は、しばらく勤務状況をみた後に、本採用とした時点から加入させていた。厚生年金保険に加入させる前の従業員の給与から保険料を控除することはなかった。」と回答している。

また、申立期間当時、A 社で勤務していた同僚に事情照会したところ、元取

締役及び同僚は、「当時は、入社後数か月間は、厚生年金保険に加入させない取扱いであった。」旨回答しているほか、B社提出の人事記録を見ると、雇入日から1年以上経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚が確認できるなど、当時、A社では、必ずしも入社後直ちに全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、上記人事記録を見ると、申立人の雇入日は、昭和40年4月1日と記録されているが、B社は、「当時の事業主及び事務担当者は既に亡くなっており、雇入日欄の日付が、入社日又は本採用日のいずれであるかは不明である。」としているものの、申立人は当該雇入日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録となっていることから判断すると、当該雇入日が、入社日又は本採用日のいずれの場合においても、申立人が同年4月1日以前に被保険者資格を取得していたとは考え難い。

このほか、申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和39年9月1日から41年3月31日までA社において、雇用形態及び労働条件が変わることなく正社員として勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないと申し立てている。

しかしながら、B社は、「正社員として本採用し、一旦厚生年金保険に加入させた者については、退職及びアルバイトへの身分変更等の事情がない限り、被保険者資格を途中で喪失させることはなかった。」旨回答している。

また、申立期間当時、A社において被保険者記録がある同僚及び申立人が名前を挙げた同僚に事情照会したところ、回答のあった同僚はいずれも、申立人の退職日については不明としているが、同社における厚生年金保険の資格喪失時期については、「正社員として勤務していた期間に資格を喪失させられることはなく、退職時点で資格を喪失した。」と回答しており、B社の上記回答と符合している。

このほか、申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、昭和41年9月1日にC社に入社し、同時に厚生年金保険に加入したと申し立てている。

しかしながら、申立期間当時の事業主は、「C社は、既に倒産しているため関連資料は残っておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等については不明である。」と回答している。

また、申立期間当時の社会保険事務担当者とされる同僚は、「申立人が勤務していたことは記憶にないが、E職の厚生年金保険の加入手続は、入社後すぐに行っていた。また、保険料控除については、厚生年金保険に加入している従業員からのみ行っていた。」旨回答している。

さらに、C社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、

申立人が先輩として名前を挙げた同僚の記録は確認できるものの、当該同僚の資格取得日は昭和42年2月20日と記録されている上、当該同僚は、「私は、昭和42年1月に入社したが、申立人は私より数か月後に入社した。」旨を陳述している

加えて、申立人は、上記以外に同僚5人の名前を挙げているところ、そのうち4人は既に亡くなっているか、所在不明であり、1人については照会を行ったものの回答が得られなかったことから、C社に係る上記被保険者名簿から申立期間当時に被保険者記録があり、所在が判明した同僚に事情照会したものの、いずれの者も申立人に係る記憶がなく、申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができなかった。

このほか、申立期間③に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、C社の退職日は、次のD社に転職した前日の昭和45年8月31日であり、退職するまでずっと厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、C社に係る上記被保険者名簿を見ると、同社は、申立人が被保険者資格を喪失した昭和43年1月29日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、申立期間④は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、C社に係る商業登記簿によると、同社は、既に解散しており、当時の事業主は、「C社は、昭和43年1月頃に実質的には倒産し、全従業員を即日解雇したように記憶している。」と回答している。

さらに、申立人は、同時期に退職した者はいないとしているものの、申立人が名前を挙げた同僚及びC社に係る上記被保険者名簿において申立期間当時に記録が有る同僚に事情照会したところ、複数の同僚は、「C社は昭和43年1月頃に倒産し、全ての従業員が倒産により一斉に退職した。自身も倒産と同時に退職したので、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に保険料が控除されることはなかった。」旨回答している。

このほか、申立期間④に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤について、申立人は、D社のF職から転職を勧められたことにより、前職のC社を退職した翌日の昭和45年9月1日にD社に正社員として入社し、同時に厚生年金保険に加入したと申し立てている。

しかしながら、D社は、既に解散しており、申立期間当時の事業主は所在不明であることから、その後代の事業主に事情照会したものの、「当時の事業主及び社会保険労務士は既に亡くなっており、当時の資料も保存していないことから、当時の社会保険の加入取扱基準及び申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除等については不明である。」旨を回答している。

また、申立人のD社における雇用保険の加入記録を見ると、資格取得日は昭

和 47 年 2 月 1 日となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致している上、申立人が同職種の同僚として名前を挙げた二人についても、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日はいずれも一致していることが確認できる。

さらに、上記同僚二人のうち一人は、雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日が、申立人の資格取得日と同日であるが、申立人は、「同時期に入社した同僚はおらず、当該同僚は、私より後に入社した。」としているほか、申立人に、D社への転職を勧めた同僚は、同社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できないなど、同社では必ずしも従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

なお、これらの同僚は、いずれも既に死亡又は所在不明であることから、これらの者に事情照会を行うことができなかった。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚及びD社に係る上記被保険者名簿において申立期間当時に被保険者記録が有る同僚のうち、所在が判明した者に事情照会したものの、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除等を明らかとする回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間⑤に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑥について、申立人は、D社の退職日は昭和 47 年 10 月 31 日であり、退職するまでずっと厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、D社は、上述のとおり、既に解散し、申立期間当時の事業主及び社会保険労務士も既に亡くなっている上、当時の資料も保存されていないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除等については確認できない。

また、申立人のD社における離職日は、雇用保険の加入記録では昭和 47 年 4 月 30 日となっており、当該記録は厚生年金保険の資格喪失日の記録と符合している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及びD社に係る上記被保険者名簿に申立期間当時に被保険者記録が有る同僚のうち、所在が判明した者に事情照会したものの、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除等について明確な回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間⑥に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。